

明治初年弘前藩の経済政策について

——藩財政と藩士生計を中心として——

坂本 寿夫

はじめに

本稿では明治二年から四年にかけての弘前藩の経済政策について考察することとするが、その主目的は藩財政がいかに困窮化してゆき、その建て直しのためどのような政策がとられたのか。また、藩財政の窮乏化とともに当然藩士の生計も圧迫されていったのであるが、藩はその救済のためにどのような施策をしてみたのかを考察することにある。勿論それらを個別的にみることは重要であり、これまでも多くの優れた論考が発表されてきた。¹⁾しかし、これまでそれらを相互に関連づけて総括したものはごくわずかに思われる。例えば弘前藩で実施された「帰田法」は戊辰戦争後に深刻化した藩士財政の破綻を救済する目的で断行されたのであるが、それは青森商社の活動や領内商品流通機構の整備と密接な関係を有していた。そして、一連の経済政策を考察することにより、弘前藩の支配構造の特色とはいかなるものであったのか、ささやかながらも考え得れば幸甚と思う。

そうした作業に際して、戊辰戦争後の政治過程に言及することは不可欠なことではあるが、限られた枚数では重過であり、ほぼこれを割愛せ

ざるを得ない。さらに本稿の目的は筆者が以前僅かに試みたことがあり、それを修正・発展させたものである。²⁾よって行論上、それと似かよった文章表現があることを事前に記し、諸兄の了解を得ておきたい。

第一章 弘前藩の軍事費負担と藩債問題

戊辰戦争後、多くの藩が藩体制を弱化させ、やがて全く藩体制の崩壊まで至るような藩も出現したのは周知のことであるが、その原因は一致して戊辰戦争に係わる軍事支出の増加と、それを埋め合わせるための借財・藩債の激増にあるといわれている。例えば下山三郎氏は『広沢真臣日記』・『藩制一覽』等の史料を駆使して、明治初年の大藩（現石高十五万石以上）十五藩、中藩（同断五万石以上）二十四藩の財政状況を分析し、それぞれの現収高（A）と内外債と藩札の合計（B）を対比してB/Aを平均二六三%と計出している。また、これに五万石以下の小藩の値を入れると全国平均は二九九%にも達していると指摘しており、そのため諸藩では強力な家禄削減・藩制改革・帰農政策等を実施せざるを得なかつたとしている。³⁾

弘前藩でも右のような事情は全く同様であった。特に弘前藩は東北戦争のみならず、箱館戦争の終結まで軍事支出を余儀なくされたのであり、その額は莫大なものとなった。とりわけ官軍が弘前藩に課した大きな役割は明治元年から二年の冬季にかけての兵站を賄うことであり、藩はこれに全力を傾注していった。では実際に弘前藩の藩債務はどれ程だったのだろうか。前出下山氏は明治四年の弘前藩の現収高五三万四〇〇〇円、内国債七万七〇〇〇円、外国債一〇〇〇円、藩札高一三万九〇〇〇円とし、現収高に対する債務比率を一七〇%としている。⁽⁴⁾これが妥当な数値であるかは諸史料によつて裏付けされねばならないが、戦費負担だけに関する、これまでの研究史では『津軽承昭公伝』の中で報告されている四九万四九七〇両が箱館戦争直前までに弘前藩が費やした戦費とされてきた。⁽⁵⁾筆者はこれを全く疑問視してきた訳ではないが、これを裏付ける史料がなかったため、多少の不安も持っていた。しかし、今回の考察に際して、表1のように新たな史料が発見され、この数値が新政府に対して報告された最終的なものであると判明した。そしてこの「軍事入用大都調」の末尾には「猶又松前表御進撃ニ就而ハ追々運送米酒并軍資諸色等多分御座候得共、在所ニ而取調相廻不申候」とあり、箱館戦争に係わる軍事費負担は調査・報告されなかった可能性が高い。加えて箱館戦争終了に前後して、弘前藩では新政府に借財願ひを出しており、それに対して不足ながらも戦費償還がなされている。当初、弘前藩は官軍賄方を維新功績として全面負担する覚悟でいたこともあり、この償還金下付をもつて軍事費負担問題に決着をつけたとみるのが妥当と思われる。明治二年四月に箱館に官軍の一員として進攻した弘前藩がその戦後

処理を終えて全軍凱陣したのは同年六月であり、ここでも多大な戦費が費やされたのであろうが、今は四九万四九七〇両という数値を戊辰戦争で弘前藩が抱えた戦費合計としておく。

一方、こうした膨大な軍事支出に対して、当時弘前藩が得られた歳入はおおよそ四四万九六九二両余と思われ、⁽⁶⁾いずれにしても軍事費の激増による藩財政の圧迫は避けられるものではなかった。加えて箱館戦争が終了した明治二年は夏季冷涼が災いして大凶作となり、同年の収穫高は平年作二七万四四八二石余の二割六分、七万一四六六石余に過ぎなかった。廻米以外に収入の手段がほとんどなかった弘前藩にとつて事態は深刻であった。

そこで弘前藩は箱館戦争終結に前後して、東京表公用人神東太郎・桜庭太次馬らを奔走させ、国高並十万両の拝借金を新政府に願ひ出た。しかし、いまだに財政基盤が固まっていなかった新政府はこれに応じかね、八万両を貸与するに止まった。それでも現金不足にみまわれた藩はさらにあと四〜五万両の貸与を願ひ出たが、正金不足との理由から交渉は難行し、結局は明治二年五月に太政官札三万両を借り受けられただけであった。⁽⁷⁾

よつて、次に弘前藩が財政再建策として取り得たことは藩札の発行であった。弘前藩が膨大な量の藩札を発行し始めるのは明治二年八月からである。⁽⁸⁾当時、藩財政の担当責任者は会計司局長三橋左十郎であったが、彼は先に貸与された太政官札三万両を信用裏付けとして、藩札の取扱いを城下の御用達商人である今村九左衛門・武田熊七・一戸宇三郎・野村常三郎らに任せ、という方法をとつた。彼らはいずれも後に青森商社

に深く係わる豪商たちであったが、三橋は彼らを前面に出すことによって円滑な藩札の流通を計ったのである。その結果、藩札の発行は太政官札三万両の価値以上に膨張し、その最大時には三〇万五〇五〇両の多きを数えた。⁹⁾

新政府は弘前藩のみならず、諸藩の藩札濫発を厳に戒め、度重なる兌換命令を発していた。しかし、弘前藩では新政府及びその東北地方の先機関である三陸磐城両羽按察府の指導を度々受けたにもかかわらず、最後まで正金引き換えの目的を立てられず、明治四年七月の廃藩までに消却し得た藩札はわずかに四万四七二三両余に過ぎなかった。¹⁰⁾そのため藩札は非常に不健全な不換紙幣と化し、相場も太政官札一両に対して一両三分二朱と低下していった。また、明治三年には粗雑な贖藩札も出現し、秋田藩から流入したと思われる贖札事件も起こり、領内経済事情は混乱の度を強めていった。結局、弘前藩が抱え込んだ不換藩札は廃藩時には額面二六万〇八〇四兩であり、それは太政官札一三万九〇九三兩と錢三貫三三〇文と換算され、その兌換処理を大蔵省に移管されることとなった。

移管を受けた大蔵省では大蔵大丞渡辺清がこの処理に当たっていたが、かかる多額の負債は何としても受入れがたいとして、青森縣権令菱田重禧と相談し、明治四年十二月四日に旧藩知事津軽承昭の家禄をして五ヶ年賦でこれを相殺させようと迫った。承昭もやむを得ずこれに応じ、藩札引換残高一三万九〇九三兩・永六六文(太政官札換算)を代米四万石(但し一石三兩二分積り)で償還すべきことと決定をみた。¹¹⁾この際、旧執政西館融・山中逸郎ら重臣十一名が、不手際を承昭にかけたことは

重々遺憾として、自分たちの家禄を奉還することを願い出たが、承昭に止められて終わった。こうした経緯の後、明治五年十月十八日に新政府より藩札引換代金一〇万円が下付され、同六年一月二十三日には藩札引換布令が出され、青森において一〇万五五〇一円五一錢六厘が兌換され、藩札処理は一応の決着をみるに至った。¹²⁾

しかし、明治初年から廃藩時まで弘前藩が抱え込んでいた債務は何も今見てきたようなものだけではない。というのは廃藩に際して、藩はそれまでほぼ放置し得てきた古借財に至るまで総決算を余儀なくされたのであり、その額もまた莫大なものであった。

では、その総借財額はどの程だったのだろうか。これも史料によって多少のばらつきが見られるのだが、『津軽承昭公伝』では朝廷よりの貸付金完納残高六万四〇〇〇兩・大坂負債額二万三四七八兩一步二朱と永一八二文・北国筋負債額五六五兩一步と三〇〇文・東京負債額三四万六一八九兩一步一朱と七八文九二、四件合計六二万四二二三兩と五六〇文九二(この合計を①とする。)としている。¹³⁾この数値は北国筋負債額はほぼ正確と他の史料より例証づけられることから、信用に値すると言つてよい。ただ廃藩時に藩が確実にもつていた外国債務の記載がない。よつてそれを探した所、弘前市立図書館に「藩債取調帳」という史料に外国債務が見られた。これによれば負債総額は金四二万二三八一兩・錢一六八貫七一文・洋銀一万ドルと換算される。この洋銀一万ドルの外国債とは後述する青森商社頭取商人今村九左衛門が独断で東京の「ヘークル」より船舶を購入し、破談になったものに起因しており、その代金は一万一三二一兩余とみられる。よつて「藩債取調帳」の数値を信頼するなら

ば、藩債合計は四三万三七〇二兩余となる。(この合計を②とする。)したがって弘前藩債の割合は①でみると一三八・八%、②をとると約一〇三・七%と計出される。これらは前出下山氏が計算した一七〇%という債務割合からすると軽微な数値に止まっているし、全国平均数値の約三〇〇%と比較すれば雲泥の差であるように思える。事実、明治三年に斗南藩などは耕作を開始しようにも農耕具購入代金さえなく、一〇〇〇兩を弘前藩が合力する程の事例もあつたのである。¹⁵⁾

ただ、弘前藩財政が潤沢で余裕あるものであつたとは断然言えないのであつて、これまで述べてきたように、明治初年の財政状況は朝廷からの貸付金・太政官札・藩札の濫発・多方面からの借財や藩政改革の度に行われた減祿等々によつて、かろうじて再生産を維持し得ていたのである。一例をあげると、前出「藩債取調帳」の負債内容をつぶさに見てみると、藩財政がいかに危うい基盤に立っていたのか、よく判る。そこでは負債先は全五六二件にもほり、あまりに長年にわたつて藩が返済を滞らせたため、債権者が取り立てをあきらめたり、借財の起源が元祿時代にまでさかのぼるため、証文の所在が不明になっているもの、及び藩の高圧的態度によつて利子を通減させられたり、甚だしきに至つては旧幕府関係者からの借財二十五件は一方的に藩が債務を破棄しているものもある。やはり戊辰戦争と維新変革期の諸改革は弘前藩財政を大きく揺るがしていたのである。

しかし、やや矛盾するようだが、だからといつて弘前藩の財政事情は全く麻痺しており、藩が立ち行かない状態にまで陥つていたと結論づけるのも早計すぎる。藩財政の困窮は幕藩期を通じても慢性的なものであ

つたし、苦しいながらも、藩が存立していれば、前出「藩債取調帳」の内容に示すように多方面から借財も可能だったのである。したがつて、藩債は廃藩置県という特殊な事態に直面したために総決算を余儀なくされたものであり、総じて明治初年の弘前藩財政は困窮・混迷の度を深めてはいたが、解決の方途を探るために様々な活動を持続し得ていた、と解する方が妥当な見方であろう。そうでないと莫大な資金を投資した後述の「帰田法」や「青森商社」のような財政活動がなぜ出来たのか、理解しにくいこととなるからである。

第2章 賞典祿問題と藩士財政の窮乏化

前章では雑駁ながら弘前藩財政の困窮した状況を考察してきた。勿論そうしたなかで個々の藩士財政も窮乏化せざるを得なかつた訳であるが、ただマイナス要因しか藩士たちにはなかつたのであろうか。そう考える時に藩士財政を支えたものとして賞典祿問題を見落とすことは出来ない。また、前章でふれなかつた藩政改革、就中それに伴う祿制の変遷についてこの章で扱うこととする。

戊辰戦争が終結して、藩が早急に着手しなければならなかつた政策のひとつに賞典祿給与があつた。この問題は新政府にあつては明治元年から構想が練られ、当初、その規模は非常に広大なものであつた。例えば維新の功労者として三条実美・岩倉具視・薩摩藩・長州藩には十万石内外を与え、大久保利通・西郷隆盛・木戸孝允・大村益次郎らには万石以上を与えて藩屏に列す、等々であつた。ところが財政基盤が劣弱であつ

た新政府はこれを実現出来ず、徐々に規模を縮小してゆき、最終的には明治二年一月の朝議で賞典禄総高を百万石とし、その内八十万石を戦功賞典、残り二十万石が嘉永六（癸丑・1853）年、ペリー来航以後国事に斃れた草莽志士に対する遺功賞典と決定された。その結果、宮堂上や官軍上層部への支給はわずかに止まり、八十万石の戦功賞典の内九一%が諸侯に分配されることとなった。その際、実際に諸侯に土地を分与すると封建的土地領有制を拡大・強化する危険性があるため、支給方式は廩米・現金支給とされた。また、諸藩の藩士たちには藩主が与えられた賞典禄の中から分配されることとなり、その分配方式も各藩に一任されたのである。加えてわずか百万石の賞典禄を一部に集中的に与えることは、他の将士に不満をもたらすことになるので、各階層に渡って薄く、広く、支給することが一般的な方向として確認されたのである。官軍諸藩の功賞欲求は非常に強かったと思われるが、こうした方向性は結果的にそれに応えられるものではなかった。例えば官軍の主力を構成した薩摩藩では、七〇〇名の将士にほぼ均等に賞典禄下賜が行われたため、維新の大功があった大砲長大山巖が得た賞典禄はわずかに八石に過ぎなかった。また、官軍の一方の雄であった長州藩では、奇兵隊員が論功行賞に不満を持ち、自己の戦功を論じ立て、果ては奇兵隊解散とも相まって、藩内騒擾を引き起こすに至ったのである¹⁶⁾。

それでは弘前藩の場合はどうであったのだろうか。まず、藩主津軽承昭に対する賞典禄下賜は明治二年六月二日、東北戦争の戦功に関して一万石が永世禄として給付され、次いで同年九月十四日には箱館戦争の賞典禄が三ヶ年限で一萬石が与えられた。藩士卒等に給付された賞典禄は

東北戦争永世禄一万石を二ツ半成（二五〇〇石）として、その中から分与されることとなった。

藩士卒に対する賞典禄下賜は戊辰戦争終結直後の二年六月から調査が開始され、同年十二月二十五日から二十九日にかけて行われた。また、それ以後も賞典対象者の調査は進められ、明治三年二月から六月にかけても順次下賜が行われている。この場合、明治三年中に下賜が行われた者の大部分は軽卒・小者・農町民層であり、戦功があった者には細大もらさず何らかの褒賞をとらせようというのが藩の方針であったといえる。また、各人への賞典禄下賜にはそれぞれ基準があり、小隊・中隊司令士・軍監助役・参軍助役・斥候・伝令・銃隊等は上功・中功・下功に分けられ、実際に軍監がその功績を確認し、規定に見合った賞典禄・慰労金を与えられていった。よって、弘前藩の賞典下賜は実際に戦場に出動した者に下付されたのであり、たとえ拳藩臨戦体制に置かれたとしても、弘前城下にあつて控置された部隊員は賞典の対象とはならなかった。

表2は弘前藩用人楠美大素・晩翠父子がまとめた『弘前藩記事』第四十一巻〜四十五巻所収「賞典調」によつて賞典内容を総括したものである。これによると賞典対象者は全二四八〇人・二五九五件で、内士族本役が六八二名・七四〇件で第一を占め、以下、小者・農町民層六〇一名・六二〇件、卒族三九七名・四二一件、士族庶系（次三男・傍系親族）一六七名・一七二件、士族長男一六〇名・一七七件、卒族庶系一名・一三件と続く。また、表中の不明四六二名・四六二件は「賞典調」に役職記載がないために判然としない者であるが、士族長男・士族庶系は「誰々長男・次男」等の注記載があることからすれば、恐らくは銃隊・大砲隊

等の卒族に入る者であろうと推定される。とすれば卒族は総計八五九名（全体人数の三四・六％）となり、この階層が第一位になる。弘前藩が総力を挙げて軍制改革に取り組み、西洋式銃砲隊に改組してゆくのは明治元年三月からであったが、それ以前に足軽層は銃隊足軽として広範に西洋式銃砲隊に改変されており、最前線に投入される戦力としては恰好の存在であった。また、士族長男・士族庶系を合計すると、この階層は三二七名・三四九件となり、人数で全体の一三・二％に達する。これは士族本役の六八二名（全体の二七・五％）には及ばないものの、軽視できない数値であろう。彼らは明治元年三月からの軍制改革で急拠創出され、御手廻・御馬廻組に次ぐ二等銃隊として戊辰戦争を通じて最も活躍し、同時に最も辛酸をなめた軍事力であった。ゆえに、こと「賞典調」から戊辰戦争の軍事力を論ずるならば、弘前藩の軍事力の中心は士族本役よりも、士族長男・庶系・足軽といった家督未相続の者や軽格の者が担っていたと言えよう。そしてそれは相対的に士族本役よりも年齢的に若く強壮であったが故にその負担に耐え得たのである。さらに戦中、戦場各所で炊夫や夫方として使役されていた小者・農町民数は、史料によれば多いもので五二六一名にものぼる。しかし、これら全てを嘉賞することは財政事情からしてもとうてい不可能なことであった。よって殊に精勤を励んだ者を調べ出して、出来るだけの範囲に幾漢かでも賞典を下賜したのであった。

では表2に戻り賞典禄下賜の具体的方法をみてみよう。まず気付くことは圧倒的に金給が多く、二二八二件で全体の八七・七％にも達する。そしてその平均値は一人当たり金八・六両と錢一・二貫であり、金額と

しては微々たるものと言わざるを得なく、到底将士の論功欲求を満足させるものではなかったであろう。また、この金給を士族層に限って分析すると、一人当たりの金額が一番多いのは士族長男の二三・八両であり、次いで士族庶系の一九・八両となり、士族本役は一五・二両に止まっている。この事情は先述したように士族長男・庶系層が大いに活躍したと、及びいまだ家督相続をしていない彼らを嘉賞するには、金給という形態が家禄に変化をきたさない点で好都合であったからであろう。また永世禄・終身禄の下賜状況を見ると、これらは件数合わせて二二二件で全体のわずか八・一％に過ぎない。そしてその内容も終身禄で平均八・五石、永世禄に至ってはわずかに七・一石に過ぎない。永世禄・終身禄の獲得理由の多くは戦場での戦死・負傷にあったが、戊辰戦争を通じて戦死者六四名（農民六名を含む）・負傷者七二名にのぼる犠牲の割りに、この数字はあまりに過少であった。

しかし、藩が行いうる賞典禄下賜はこれが限界であったのも確かである。今米三斗二升を一両と換算すれば、金給総額は米六二八三石余となり、これと永世禄・終身禄の合計一五八四石九斗四升を合算すれば七八六四石以上となり、承昭の可処分永世禄二五〇〇石を大幅に超過する。勿論不足分は藩財政から補填されたのであろうが、明治二年は大凶作に見舞われ、翌三年も収納が得られる秋までは廻米のめどさえ立たない状況であり、たかだか五四〇〇石の不足といってもその捻出は一大事であった。よって、旧家老山中融・杉山龍江らは賞典禄拝受を辞退したが、そうした例はわずかであり、藩士の中には負傷治療もままならない程困窮する者が続出し、藩はそれらの救済も余儀なくされていく。

こうしてみていくと、弘前藩の賞典禄下賜は全国的傾向と同軌であったと結論づけられる。まず一点は賞典対象者を出来るだけ広範囲に求め、その全員に薄くとも慰勞を与えるという点。次には支給方法は封建的土地領有制を強化しないように土地を給付するのではなく、廩米給付でなされていったという点である。その場合広く、薄く、との方針は当然賞典禄高を過少にさせた。藩はそれを補償するために様々な方策をとっていくが、そのひとつの手段が明治二年六月に行われた禄制改革であった。

明治二年六月十二日に弘前藩は戊辰戦争後、第一次の藩政改革を断行した。もともとすでに新政府は明治元年中から「藩治職制」を発令し、諸藩に藩政改革を促し、それを通じて従来区々としていた諸藩の職制を均一化して、把握を容易にしようとしていた。また、人材登用・藩治刷新の指令も度々出てきた。ところが弘前藩は箱館戦争の終結までその指令に応えることができなかったのである。以後弘前藩は堰を切ったように数次に渡って藩政改革を断行し、新政府の意向に沿うように全力を傾けてゆく。また、弘前藩の場合は幕末段階から藩首脳に対して熾烈な反対派の牽制が存在し、それが明治二年〜三年にかけて藩内騒擾として表面化する。その度に新政府の東北地方の出先機関である三陸両羽按察府から藩治状況に問題あり、として強力な指導を受けていく所に改革の特徴がある。²⁰しかし、今小稿で政治面を詳述することは割愛することとし、改革がもたらした禄制の変化と藩士財政の窮乏化に焦点をしばらくたいと思う。

明治二年六月十二日の藩政改革で特筆すべき点は、それまで石取り・俵子取り・金給・扶持取り、及びそれらが混合していた藩士の禄制が改

変され、一律に一俵四斗入りの俵子渡しに統一されたことである。元来封建武士団の給禄方式はその家の「家格」と密接な関係にあったが、ここでそれが断ち切れ、我々にとっては非常に理解しやすいものとなった。また、同時に各役職毎に席料・役料等も改定されたのもこの改革の特徴である。それでは具体的にこの禄制改革はどのような内容であったのか。それを明確にするためにはこの時の「分限帳」を細密に分析する必要がある。ところが残念なことに弘前市立図書館の津軽家文書に架蔵されている幕末・明治初期の「分限元帳」は破損がひどいことから現在は閲覧停止となっている。その他弘前市立図書館には部分的にしか「分限元帳」は所蔵されおらず、いずれにしても総括的な分析は不十分にかおこない得ない。以下の記述はこうした断片的な材料を概観したものである。加えて、例えば百石取りの武士が百石の収入を得られなかったのは当然であったが、弘前藩でも物成に関する規定や、「段取り」と称する支給減禄は事細かに定められており、それが理解されていないと大いに混乱をきたすことになる。よって、以下に物成・段取り規定を列挙する。

①石取り…一〇〇石以上は四ツ成、一〇〇石未満〜三〇石は四ツ成に二人扶持の附扶持を追加、三〇石未満は五ツ成。

②俵子取り…従来の一俵は三斗五升詰め。禄高に応じて段取りあり。

③金給…一両の代銀八〇匁。米一俵（この場合は一俵四斗詰め）

の代銀は一五匁計算。禄高に応じて段取りあり。

④扶持取り…一人扶持は一日米五升の計算。金給の附扶持も同様。これも禄高により段取りあり。²¹

以上が弘前藩の大まかな封禄支給規定であるが、これを念頭において断片的に改正された支給高を考察すると、石取り層の場合は三〇石以上は規定に沿った改変といえる。つまり、一〇〇石取りの者の場合は一律に一〇〇俵^二四〇石（四ツ成）であり、五〇石取りの場合は五八俵三斗四升^二二三石五斗四升（五〇石×0・4+三石五斗四升の附扶持）で一定である。ところがこれが三〇石台になってくると原則が大きく変わってくる。例えば元高三〇石取りで改正高三八俵三斗四升外一俵六升^二五〇俵（二〇石）と換算されている例があるが、こうなると先記①の規定と全く掛け離れている。しかも附扶持分は俵子渡しの際に端数が出ないような操作がなされており、こうしたケースは他にも非常に多く見られる。勿論、その際の操作は本人の不利益になるのではなく、プラスされる例が多く散見される。よって、この改革では家禄が少ない者に対しては財政的に厚遇措置が取られていたのであり、減禄がその目的ではなかったと推定される。このような傾向は何も石取り層に限ったことではなく、俵子取り層では四〇俵台以下、金給では八両台以下といった再生産がぎりぎりと考えられる低家禄の者には共通に見られる。もともと例外も存在し、低家禄でありながらも規定以下の改正高に減禄されている者もある。その原因は扶養すべき家内人数の多少、勤料計算（本人が無役か否か）の差異、等様々に考えられるだろうが、今はよく判断に苦しむというのが本音である。しかし、この時点で減禄された者は明らかに少数であり、戊辰戦争の直後という背景を考慮すれば、諸士の不満が高じないように出来るだけ生活を扶助する方向性が強かったものと結論づけて大過ないだろう。さらに諸藩では戦後膨張した戦士数の扶養に苦慮

していたが、弘前藩でも戦中に拡大組織された銃隊・大砲隊員は四等銃隊・煩隊として解体されることなく存在していた。しかし、彼らはいずれも士卒族の二・三男層であり、その給禄も月に玄米二斗と低廉で済むものであり、藩財政に大きな負担をかけるものではなかった。むしろ、その四等銃隊・煩隊員が低家禄の者の庶系であった場合は家計に大きな補助ともなっていたであろう。

しかし、かかる藩士らに厚い財政措置は明治二年の凶作によって即座に破綻せざるを得なくなる。即ち、同二年九月十二日には家禄百俵に付四歩五厘の割合で家禄が均減され、事態を憂えた藩知事承昭も諸士に宛てて親書を示し、「假令天災とハ乍申、一ツ之目的（精兵と安民）を維持可致、遂ニハ貫徹可致候條、何れも厚く勘辯致し、土風を不取失候様可被心懸候也（注と読点筆者）」と訓戒をしている。だが、この一律四五%引きという減禄は少給の者の生活を成り立たなくさせたため、同十月三日には「百俵以下小給之族、并御目見以下之者ニ至、家内多ニ而難澁之面々も有之趣相聞得るので、四合扶持ニ不相叶分ハ此度歩引被仰付候引高之内より被下置候」と扶持米増加を発表した。その分、同十一月七日には家禄の上限を四〇〇俵とし、高禄の者に負担を転化するという方策をとってバランスを保とうとしたのである。

ところが、これに前後する明治二年十月七日、弘前藩は先述したように、藩内騷擾から三陸両羽按察府長官坊城俊章の訪問を受け、旧染一新の旨、強力な指導を加えられる。その結果十月十日には上士三等以上の入札で大参事から権少参事まで十三名の藩首脳を選出している。その際坊城は藩人事のみならず、新政府に納入すべき軍用金の督促もしたので

と思われる。十一月十四日には家禄二〇〇石の者に対して二歩四厘と軍用金賦課の率を上げ、以下段階的に家禄三〇石に対して一厘五毛まで増額が行われている。⁽²⁴⁾(ここでいう家禄二〇〇石の者は俵子に直せば一二〇〇俵の者であり、すでに家禄上限は四〇〇俵とされているのだから、この規定は一見矛盾するように思われる。ところが、二年六月に断行された禄制改革の俵子渡しは二年秋の新穀からの実施であり、こと減禄規定に関しては改革以前の概念が適用されると解釈願いたい。富国強兵を国是としていた新政府の指令に難色を示すことは当時の弘前藩にはできよう筈もなく、藩士財政はますます困窮を余儀なくされていたのである。

続く明治三年は夏季の天候も順調で、十分な豊作が見込まれていた。ところが、政治的には藩内騒擾はいまだに鎮静化せず、同三年六月に再度按察府権判官菱田重禧の訪問・指導を受けることとなる。そこで菱田は藩政を藩知事とそれに直属する大参事西館融・山中逸郎らに集中する集権的構造に改め、家禄削減をも指導した。その結果、賞典禄・勤料は例外として、家禄の在り方は次のように減少させられた。

元高八〇〇俵 ↓ 改正高二〇〇俵
 // 五〇〇俵以上 ↓ // 一五〇俵
 // 二五〇俵以上 ↓ // 一〇〇俵
 // 一〇〇俵以上 ↓ // 八〇俵
 // 七〇俵以上 ↓ // 六〇俵
 // 五〇俵以上 ↓ // 四〇俵
 // 三〇俵以上 ↓ // 三〇俵

// 二〇俵以上 ↓ // 二〇俵
 // 一五俵以上 ↓ // 一五俵⁽²⁵⁾

これを見ると高禄の者ほど削減率が大きく、深刻な影響をもたらしたと思われる。確かに元高八〇〇俵の者は実に1/4にまで減禄されている。しかし、藩士財政の再生産から見れば元高一五俵以上(例えば一五俵九斗九升の者でも)が一五俵まで削減されたとなると、ほぼ家計を支えることは不可能になったであろう。一例を挙げると元高一五俵二斗八升だった士族樋口小作はこの時の減禄で一五俵となり、扶養家族八人を抱えて彼はかなりの生活窮迫を強いられた。それでも彼が予備銃隊員であつた内は十俵の月給が入ってきたので何とか糊口を凌いでいたが、やがて病氣となり、除隊されてから収入は細々とした内職に頼るしかなくなり、三度の食事も粥を食すこととなり、最後はそれさえまならなくなったという。⁽²⁶⁾

この樋口の例は何も特殊で極端なものではない。明治四年から廃藩後の五年にかけて、藩の扶助を懇願する士卒族はかなりの数にのぼるのである。一連の家禄削減の結果、低家禄で扶養家族が多い者や、疾病や藩政機構の整理縮小によって役職を放たれた者等は多かれ少なかれ右の様な状況に追い込まれていったのである。よってこれらを救済するために財政政策の日程にのぼってきたのが「帰田法」であり、それは密接に青森商社の活動と関連を有していたのである。

第3章 「帰田法」の実施と藩士財政

明治三年八月十六日、藩知事承昭は凶作後の領内を視察するため、弘前城を発し、まず青森に新設されていた仮屋に移った。その後しばらく青森に滞在していたが、同年十月九日に青森を発し、昨年凶作の被害が大きかった木造村・十三町・金木村・羽野木沢村等、現在の青森県西津軽郡を巡回し、十月十一日に弘前に帰った。その途中十月十日、木造村に宿泊した承昭と随行の大参事西館融・権大参事大道寺族・同西館孤清・少参事佐藤清衛らは近在の富豪を集め、「帰田法」実施の旨を一同に通告し、告諭書を發表した⁽²⁷⁾。弘前藩の「帰田法」とは、領内の豪農・地主らが所持する田地を十町歩（畑地の場合は十五町歩まで）だけは残し、他は一反歩当たり三両という廉価で強制的に買い上げ、もしくは献上させて、これを士卒族に分与することによって彼らを救済し、あわせて士卒族の帰農を計ろうとするものであった。しかし、十月十日の木造村での発表時点で、その計画の詳細について煮詰められたものではなかったようである。確かに青森に滞在していた二カ月弱の期間に藩首脳間で大綱は策定されていたのであろうが、耕地分与方針やその買収方策の具体案は藩知事承昭の帰城を待つて、民事局租税署が管轄して数次に渡る案と修正が練られていった。その関連布告を次に逐次考察していくが、これらを全て網羅しようとするの小稿の許容範囲を大幅に超過してしまう。よって史料引用等は重要部分に止めたいと思う。また、その際引用史料に明確な年月日が不明なものが出てくる。これは後に弘前藩の「帰田法」が藩の専断的政策で、領内農民を苦しめたのではないか、との新政府の

事情聴取があったため、史料残存が意図的に曖昧にされた結果と推定される⁽²⁸⁾。蛇足ながらこの点、付言しておきたい。

明治三年十月十八日、民事局租税署は「概略手続」を公布した。その内容は以下の通りである。

〔史料Ⅰ〕

一、士族卒江田方御分与之義者、村位田位之高下ニ随ひ、出穀高之内御収納丈ヶ差除き、其余作得米是迄之御給禄高江相当致候様、御割渡被仰付候様、

但 作得米御給禄江相当致候様御割渡被仰付候而も、村所遠近地所善悪も有之義ニ付、役禄之高下を不論、籤取を以分賦被仰付候様、

一、前件田方御分与被仰付候得者、小作人共是迄之地頭ニ離れ、新ニ士族卒江相属候ニ付、先地頭江不義理等無之様、猶又士族卒ニ者小作人共耕作取世話、成丈ヶ取尽可申候得共、先地頭之者へ不行跡之義も可有之ニ付、夫喰借付等之義、役向ニ而入念取扱致し候様、被仰付候様、

一、引越士族卒江高反別ニ応し屋敷地并裏畑共御割渡被仰付候様、但村々明屋敷及生畑之分者御買入、荒地空地之分者屋敷成之上、御割渡被仰付候様、
(傍線・読点筆者)

この「概略手続」で注目されるべきことは第一条であり、分与耕地面積はその分与地からの「作得米」（收穫高から貢租を控除した分）が家禄と一致するように決定すること、及び分与耕地は同列に抽選によって決定されること、が示されている。この規定からすると、当時中村中田

の推定反当収穫高は一石五斗であり、弘前藩で採用されていた六公四民の定免制では貢租米は六斗となる。よって差引き九斗が一反当たりから得られる「作得米」となる。ゆえに、今家禄百俵¹¹四〇石の者が分与を受ける耕作地面積は四町四反四畝余となる計算が成り立つ。また、第2条・第3条めは小作人の地頭へ対する注意と在着村での屋敷地所割りについてであり、後に重要となることではあるが、この時点では漠然とした内容に過ぎない。

その後、租税署はこの「概略手続」をすぐに次の様に修正する。

〔史料2〕

(前略) 段々取調ニ向候処、御給禄高三百五拾俵已下拾俵ニ至迄数十等之段取、巨細御割渡ニ而者取調方手数者申迄も無御座、村吏実地ニ向反別逸々分裂も難相成候間、御改正減禄等級ニ擬ひ、左之通、

御給禄高

一、貳百俵已上

此反別六町歩 中村中田之見込ニ而

分米六拾石

但 村位田位之高下ニ随ひ反別増減有之事

右同

一、百五拾俵已上

同四町五反歩 右同

分米四拾五石

一、百俵已上

同三町歩 右同

分米三拾石

(以下八〇俵以上・六〇俵以上・四五俵以上・三十俵以上・二十俵以上・十五俵以上については比例減少に付き省略)

右之通九等級被差立、御分賦可被仰付候哉、

尤拾五俵已下之族も追而御評定之(虫損)ニ而御分賦被仰付候ハ、左之通可被仰付候哉、

拾五俵已下一軒

拾三俵宛

此反別三反九畝歩

分米三石九斗

右之通可被仰付候哉、此段申上候、以上、(明治三年十月日欠)

「本文仮規則先ツ御聞届之部ニ候得共、追而調済迄見合之事」

(句読点、傍線、()、¹¹は筆者)

この(史料2)の修正案は「概略手続」と比較すると大幅な後退がま
ず窺える。それは分与耕地面積についてであるが、「概略手続」では家禄
百俵の者が受ける地所は四町四反四畝余であったのに対し、ここでは「分
米」三〇石¹¹これに必要な耕地面積三町歩、と一町四反四畝余の減少を
みている。さらに、耕地分与は全士族卒を対象とし、そのランクは明治
三年八月の藩政改革によるものであることとされた。とすればこの修正
案中で言う「御給禄高」には賞典禄・勤料等は含めない、その家本来の
家禄と理解される。加えて家禄十五俵以下の軽格の者へも一括して十三
俵と見なして耕地分与を行うこと、等々が読み取れるのである。しかし、
当時藩首脳はこの修正案をいまだ是認した訳ではなく、「追而調済迄見合

之事」と保留していた。というのも、この時点ではまだ全土族卒に配分する土地確保の目的が立っておらず、その問題が解決されたのは明治三年十二月のことと推定されるのである。

即ち、明治三年十二月二十五日に弘前藩は新政府に宛てて「帰農法」実施の許可上申書を提出する。

〔史料3〕

御伺書写

当藩士族卒従来弘前表住居仕来候処、追々被仰出候御趣意ニ対し頗不体裁之儀ニ愚考仕候、加之土族卒減祿之末、自然家計立兼候而ハ御趣意之本体を妨、全く貫徹ニ至兼候様奉存候、随而管轄地之内便宜ニ随夫々碁布土着為致、往々力食之基本をも相立度趣意を以テ、富豪有余之田畑買上、多少授産、銘々生業相励セ度奉存候、猶又農家人員相増候上ハ開墾等も行届、只管地力を尽し候様致度奉存候間、不苦儀ニ御座候ハ、此節より取運ひ、連々土着為致度、此段奉伺候、以上、

庚午十二月廿五日

弘前藩知事津軽承昭

弁官御中³¹⁾

(傍線部筆者)

この「御伺書」を一読すると弘前藩の「帰農法」の目的が「土着・力食」、つまり実際に土族卒に耕地分与を行い、農村に移住させて自作農を創出しようとしたことが窺える。また、明治三年十月時に藩が買収を計画していた耕地は田方約二九〇〇町歩（内二〇町三反歩余は組備官田）・畑方五〇町二反六畝余であったが、その確保の目的が立ったからこそ新政府に対して許可を願ひ出たのであろう。それに対して「伺之通」として認可がおりたのは翌四年一月二十五日のことであつ

た。

この後、「帰農法」についての詳細な変更案は四年二月まで史料上散見されない。もともと四年一月（日欠）には立増米（作得米）の内一俵に付二升（5%）が小作人に与えられる規定が発表されているが、これは農耕作業に疎い土族卒の便宜のために、小作人に手数料を与えざる措置であり、このこと自体が「帰農法」の目的である農村移住を変更するものではなかった。但し、この規定は土族卒の農村移住後の生活が小作人に大きく依存すること、換言すれば藩が用意し得た分与耕地の大部分は小作地であり、そこに居住する小作人を排除してまで農村移住を念頭に置いていたのではないこと、を意味する。土族卒の自作農化と小作人の関係は後述するように重要な問題点となつて「帰農法」の在り方を規制していく。また、さらに四年一月二十八日の土族卒同士の分与耕地交換に関する規定や、翌二十九日の外ヶ浜地域の耕地分与を優先させること等の規定も発表されているが、これらは「帰農法」の根本原理を大きく変えるものではなく、行論上今は史料掲載を省略することとする。

さて、「帰農法」に関する藩の最終的な規定が発表されたのは明治四年四月二十二日であった。同日、藩知事の告諭と大参事の演説書とともに、全十七条からなる「田方御分賦并在着規則」が示される。これは大部のものなので、概要部のみの紹介に止めたいが、「帰農法」の推移を表す重要な条項が明記されている。

〔史料4〕

(1) 一、土族卒御給祿拾五俵以上高二応シ田方御分賦被仰付候事、

(2) 一、御分賦田方反畝配賦之儀ハ分米高を本とし、御給禄百俵二付分米二拾四石積ヲ以反別分割被仰付候事、

(但 分賦耕地面積の多少や田位村位により多少の増減あり。)

(3) 一、地元割当村所之儀ハ圖抜之上御分賦被仰付候事、

(4) 一、御割渡屋敷地居下物成之義ハ並合之通上納可致事、

屋敷地割左ニ

百五拾俵以上 一反五畝歩宛

四拾俵以上 一反歩ツ、

拾五俵以上 六畝二拾歩ツ、

(5) 一、地元御分賦相成候上ハ銘々在着之上、直作并作人附勝手ニ任セ候事、

但 作人附ハ田出増米被下候事、

(6) 一、在着致候共御給禄之義ハ是迄之通被下、移住無之内ハ田出増米不被下置候、

(7) 一、移住之面々、弘前家屋敷讓渡并居毛段毀勝手ニ任セ、家屋敷返上之分ハ宮繕署へ引渡可申事、

(8) 一、前書田方之義ハ給禄と相替、物成ハ勿論、地方一切之諸役当農家並合相勤可申事、

(9) 一、在着之族、御給禄之義ハ最寄倉廩渡之事、

(10) 一、田方直作不相成候族ハ大作人へ相任せ、田出増等之義ハ其組村振合之通たるへき事、

但 無故小作取放禁止之事、⁽³³⁾

この規定で我々がまず第一に注意すべきことは耕地分与対象者の減

少とその分与耕地面積の再度の下方修正である。即ち、で耕地分与対象者は家禄十五俵以上の士族卒に限定され、それ以下の者は全く切捨てられてしまった。そのかわり四年八月十二日にこれら分賦にもれた少禄の者には一時金と米が支給されたが、たかだか最高で金十五両・米十俵の配給は生計を支え得るものではなかったであろう。また、分与耕地面積も家禄百俵に付き分米二四石二四町四反歩と、三年十月の修正案よりもさらに六反歩の減少をみせている。

かかる連続的な後退の原因は何といつても藩が十分な耕地を確保できなかったことであろう。「帰田法」の実施にあたり、当初の規定で必要な総耕地面積を計算すると三五二六町歩余となるが、半強制的買い上げ及び献田によって用意し得た耕地は二九四五町歩余に過ぎなかった。⁽³⁴⁾ また、第二には地主・農民側の抵抗のためであった。つまり、「帰田法」実施の布告とともに買収を受ける恐れのある者からは相次いで分地許可願いが出され、藩はこれを抑制するために享保十一（一七二八）年に発布した分地制限令を根拠とするほどであった。さらに小作人の間でも相当な動揺が生じたことも事態を困難にさせた。藩が買収・献田させた土地の所有者の大部分は地主層からなるもので、当然彼らが直作していたとは考えにくい。とすれば実際の耕作者である小作人は、士族卒の農村移住に際して小作料の引き上げを予想したであろうし、農村の生活習慣に疎い士族卒受容には消極的であった。右

記(8)・(10)で諸負担はその土地の慣習にならうこと、理由なくして小作人を追放することを禁止しているのはその端的な現れであり、藩も「御買入田畑従来作人附之分者是迄之通無疑念出作致し候様」等、度々小

作人に対して諭しているし、前述したように土族卒作得米の5%を収めてもよい、とした規定はスムーズな農村移住をめざしたからであった。また、分与地の中には相当数の質地が含まれており、従来からの質受人と質地小作人との関係を無視して強制買い上げを断行することにも非常な困難があった。こうした農民側の抵抗は激しい実力行動を伴った訳ではないが、分地等の出願件数八九件・出願人一〇七名という事態を眼前にして、藩は大きな譲歩を迫られたのであった。しかし、そうなる「帰田法」の意味合いは当初の自作農創出から若干の懸隔を示すことになる。何故なら大部分の土族卒は地主として在着することとなるからである。この点は後に「帰田法」が水泡に帰して、農村移住しなくても作得米を取得できることになれば明確にされてゆく。

しかし、四年四月の時点では様々な後退を随所に示しながらも、藩はいまだ土族卒の農村移住を強く実施しようとしていた。(4)・(7)の規定が如実にそれを証明している。また、(6)で農村に移住しない内は収納等を享受できないとする規定もこれに該当する。但し、例えば(4)の規定に沿って手当金が支給された場合、単純計算しても総額一九万一七〇五両にものぼるのであり、⁽³⁶⁾この時期の藩財政の状況を考えると、到底財政的裏付けがあったとは思えない。

また、いわゆる「帰田法」は明治初年には諸藩で構想され、実施されていたが、それらは全て最初から家禄支給を打ち切るか、または経済的目処が立った時点で家禄支給をしないとの前提に立っていた。よって弘前藩のように最初から家禄も同時に支給する(6)を参照)という例は唯一のものであり、一般的には土族卒を厚遇した特殊なケース

と認識されてきた。確かに農村移住した土族卒の中には生計は藩政当時と同じようであり、比較的楽であったという者もいた。同知のように、土族卒の生計規模は多様なのであり、先祖伝来の資産蓄積が豊富だった者は十分に分与耕地からの得分を享受できたであろう。ところが、そうでない者は次第に生活困窮に追い込まれていった。例えば旧藩時代に百五十石で御近習小姓を勤めていた吉崎勇人は、禄制改革の結果、家禄八十俵となり、町居村(現中津軽郡平賀町)に耕地を分与された。彼は弘前の居宅を処分し、町居村に移住したが、結局は農村生活に適応できず、弘前に戻ってきた。ところが居宅はすでに人手に渡っており、やむを得ず彼はつてを頼って備前に転居せざるを得なくなるのであった。⁽³⁷⁾

さて、「帰田法」のその後の推移を略記すると、明治四年七月十二日には分与耕地の土族卒同士の交換、及び農民保有地との交換が認められ、同時に農村移住の手当金・家作用木材・家財運搬用人馬等の支給が規定された。つまり、この時点でも藩はいまだに土族卒の農村移住を断念した訳ではなかった。しかし、この方針は同年七月十四日に廃藩置県が断行されてから一変する。同年八月二日には規定が改訂されて、移住資金は現金ではなく米で支給すること。また、家財運搬用人馬は貨幣支給に変更する。さらに家作用木材については無償ではなく、希望者に一定価で払い下げる⁽³⁸⁾、等々とされた。加えて明治五年分以降の小作米は農村に移住しなくても小作人より取得できる、とされた。そして最終的には同年九月八日の再改訂で耕地分与を受けた者は農村移住の有無に係わらずその土地の所有権を有する⁽³⁹⁾、と決定された。こ

第4章 青森商社と「帰田法」の接点

ここにおいて土族卒の不在地主化の道が開かれた訳である。また、一反歩当たり三両という当初の耕地代価も古米で二万九一俵の支払いをもつて終了されたのであった。⁽⁴¹⁾

かくして弘前藩の「帰田法」は様々な困難に直面しながらも、おおよそは生計が窮乏しつつあった土族卒に、藩の強制力を以て経済的利益をもたらそうとしたものであった。ところが、実際に土族卒が手にした利益は生計の根本を建て直すに十分なものではなかった。先述した吉崎の例がその端的なものであるが、長岡新吉氏の分析によれば、「三町歩以上の土地を分与された者は五六名、全体の二%、二町歩以上をとればその数は三九二名となるがそれでも一二%に満たない。六九%を占める家禄三十俵以下の土族一七四名に対する分与耕地は一人当たり一町歩以下である。つまり耕地分与の対象となつた家禄十五俵以上の土族二五・一三名の約九割は二町歩以下、約七割は一町歩以下の田地を分与されたに過ぎない。」⁽⁴²⁾と評価されるものでしかなかった。よつてこれから計算するとたとえ土族卒が不在地主化しても、分与耕地から得られる地主作得米も全体の九割は四石以下、約七割は二石以下にしか過ぎない。これではとても「地主」範疇を成立させるものではない。このため、多くの土族卒は分与地に固執せず、農村の移住も過半を越えず、他に分与地を転売して資金化する傾向が強かつたのである。⁽⁴³⁾そして、明治五年二月には新政府から「帰田法」停止令が出され、結局はその目的を達成することなく終焉をみたのであった。

前章では「帰田法」の推移とその結果を考察してきたが、ここで青森商社との関連から「帰田法」実施の際に集積された献田について言及したい。

「帰田法」の実施にあたり、藩は二八一名の地主を耕地買収の対象者としたが、その内四六名が耕地を献納している。その献田面積は合計六三二町歩余で、藩が準備した耕地二九四五町歩余の約二一・五%の多くを占めるのであるが、この献田を「帰田法」告諭に接して地主らがその趣旨に賛同した結果と理解することはあまりに単純であろう。実は献田は全く無償であった訳ではなく、明治三年閏十月十九日に藩は規則を発して、献田・買収面積の多寡に応じて特定の家業開設許可を交付していたのである。⁽⁴⁴⁾即ち、一〇〇町歩以上買収または三〇町歩以上献田の者へは望みの家業二つ、五〇町歩以上買収または十五町歩以上献田の者へは造酒・質屋業の内ひとつ、二五町歩以上買収または五町歩以上献田の者へは染屋・小売米・小売酒等の家業の内ひとつ、を新規開業してもよいとする内容であった。こうした交換条件の下に献田地主四六名中三八名が家業認可願を出し、それぞれ許可されたのである。その三八名の一覧が表3であるが、二名ほど居所を特定できないものの、恐らく全員が在方地主であることは間違いない。というのも、弘前藩では家業の新規開設は弘前・青森・鯉ヶ沢においてのみ許可されており、在方では寛政四（一七九二）年の寛政改革で断行された「藩士在宅制」に伴って厳しく抑制されており、藩の条件は在

方地主にとっては魅力ある条件だとしても、町方地主にとっては何らメリットがあるものではなかったからである。

ともかく、こうして献田という手段によって在方にもより活発な経済活動が営まれる契機が形成されたが、それは在方という局地的な意味合いに止まらず、巨視的にみればもっと大きな指向性を強力に内含していた。それは在方献田地主による青森商社への参入という欲求である。青森商社の活動については後段で詳述するが、対北海道交易を主眼としたこの商社は一時は莫大な利益をあげることが予想されていた。とすれば在方地主らもそれに参加したいという欲求は当然であったし、藩も家業認可のうちにそれへの参加を前提として免許を交付する例もあったのである。また、藩としてみれば、青森商社を梃子として上方よりの各種商品を独占的に移入し、領内の主産物である米・味噌・酒等を集荷して北海道に移出するという、商品流通機構の再編成を明治初年に企画していたのであり、その目的を達成するためには町方のみならず、在方の物品も漏らさず集荷する必要があったのである。ゆえに、在方地主による献田はふたつの重要な目的を持っていたとみなければならぬ。ひとつは「帰田法」の耕地獲得のため、もうひとつは領内商品流通機構の再編成のためである。

もつともこのふたつの目的を青森商社設立時から藩が念頭に置いていた訳ではない。青森商社の設立は明治二年三月のことであり、「帰田法」遂行の困難、または青森商社運営の資金繰りの問題等が相互にからみあって政策の日程にのぼってきたのであろう。では、具体的に青森商社の活動を考察していくこととする。

青森商社は明治二年三月に弘前藩の強制的指導の下で設立された、対北海道交易を主目的とした「西洋型商社」であった。つまり、藩内の有力商人から出資金を募り、それに応じて配当を出すというのが建前であったのだが、実態は藩が多額の貸付金を出しており、朝倉有子氏の研究によると明治二年段階で商社に投資された総資金が二万八〇三三両にものぼるのに対して、商人たちの出資金は明治三年七月段階で六〇〇〇両余に過ぎないとされている⁽⁴⁵⁾。また、商社には頭取の他に藩側から勘定奉行商社惣司として毛内貫太郎が任命され、本局が青森に、支局が弘前に置かれて、運営にあたる有力商人が順次取り込まれていった。この内青森では商社頭取として青森屈指の廻船問屋伊東(滝屋)善五郎が二年三月二十五日に任命され、同五月一日にはその下に長谷川与兵衛・近江屋文蔵・豊田太左衛門・大木屋庄助・滝屋兼蔵・河内屋吉郎右衛門・金沢忠左衛門・西沢伊兵衛・久保久七・柿崎忠兵衛ら十名の加担商人が任命されている。また弘前支局ではそれと前後して、旧御用達商人の今村九左衛門・鳴海久兵衛・近藤慶次郎・武田熊七ら六名が加担商人として任命されている。しかし、この任命は決して商人たちの納得の下になされたのではなく、かなりの強圧がかけられていた。頭取の伊東善五郎にしても、任命の際に「右向地(北海道) 渡海ノ義は商社此度御取建ニ付商社ノ組合より向地へ渡海ノ上、松前産物取組可仕趣意ニ可有之候、何ヲ申茂末夕向地鎮定ニ不相成候義、不怪事ニ候⁽⁴⁶⁾」と不信感を表しているし、戊辰戦争後に支払われる筈の青森町方への賄料がいつまでも未納のため、商社への出資も苦痛であると記している。このような事情は弘前表の商人でも同じであり、

「商社方ニ付、商社ノ弘前頭取近藤慶次郎今日相下り、十二日ニ今村勇吉郎（今村九左衛門の長男）・野村常三郎、十四日ニ武田熊七以下四人相下り、（中略）業用多端ニ而下浜ノ義甚難渋ノ由ニ候へ共、誠ニ嚴重ニ而、仮令家業打捨候而も商社ニ相懸リ候様被仰付候而、無廻相下リ候由、（下略）」⁽⁴⁷⁾といった状態であったし、武田熊七に至っては相当の心労が重なったのであろう、「然ニ羽武田熊七ニは途中ニ而（青森から弘前への途中）腹へ脇差ヲ突立候由、（中略）是は今村ト論合も御座候而色々心配、憤怒ノ処より逆上致」⁽⁴⁸⁾す有様であった。

こうした多難な側面を見せながらも、藩の強制力の下、商社建設は進められ、二年八月十二日には棟上式が行われ、弘前表からの話役人もそろって活動が本格的に開始されていった。その主な活動はおおよそ次の三点であった。まず第一は西国産物資の買い付けであり、伊東善五郎の日記によれば、砂糖・生蠟・半紙・中保・備後表・鍋類・瀬戸物・塩等の諸物産が集荷され、滝屋・金沢・河内屋の蔵に収納され、北海道に向かって売りさばかれた。商社活動が開始された明治二年は五月まで箱館戦争によって上方との流通路が途絶えており、こうした物産は払底していたのだが、折悪しく凶作だったため注文が殺到せず、このため二年中は後述の如く赤字経営となっている。第二は領内産物の買入れが目目されよう。ことに三厩・今別産の昆布は従来その多くが領外商人によって買い付けられていたのに対し、明治二年には収穫量一六〇〇石の内一〇〇〇石の昆布が青森商社によって買い占められ、俵物として箱館に出荷され、さらに中国に向けて輸出されていた。また、明治三年になると藩は三厩開発を意欲的に企画した。三厩は津

軽半島の先端に位置し、当時は戸数百戸程の寒村であったが、藩政時代には松前侯が参勤の際に上陸する地であったし、深浦・鯉ヶ沢・十三等の日本海側港湾と青森港を結ぶ要地でもあった。さらに同時期には十三湖口の改修工事も大規模に行われている。これらはみな日本海航路を補修・強化することによって青森商社の活動を支えようと企図したものである。次に第三には青森商社による北海道物産の売買と場所経営への参画であった。即ち、明治二年九月に松前藩で従来の場所請負制が廃止されると、青森商社は加担商人を松前・江差に派遣したが、その目的は鮮場経営のためであった。この当時弘前藩領からは三〇〇〇名にのぼる出稼ぎ人が鮮場労働に従事していたが、場所経営者は深刻な資金難に陥っており、出稼ぎ人の前借願いにも応じられない状況であった。そこで出稼ぎ人たちは藩に拝借金下付を願い出たのであるが、これを契機として青森商社が経営権獲得に乗り出したのである。その結果、明治三年には西蝦夷地において四名の加担商人が場所経営権を得ている。また、同年一月には箱館の商人秋田屋喜左衛門（後に津軽屋三右衛門と改名）が箱館御用達に任命され、北海道における経営の円滑化が図られている。

かかる一連の活動の結果、明治二年段階での青森商社の収支決算は、投入資金二一萬八〇三三両、支出金七萬四〇八三両、場所仕込金（漁民への貸付金・必要経費等）が一二萬三二八五両で、収入金が一四萬三五一三両であった。⁽⁴⁹⁾これは明治二年が凶作のため注文が思うにまかせなかったため赤字となつてはいるが、経営が軌道に乗り、長期に渡って経営されればより強力な利権を拡大させ、巨利を得られるのは十

分期待されるものであった。よって前段で考察したように、在方地主も畝田によって経営に参画しようとしたのであるが、三八名の地主の家業種別では醸造業が二九件と最も多く、その酒・味噌・醤油といった商品は商社が扱った中心的移出品目のひとつであった。

ところがやがて青森商社内部では青森と弘前の商人の間で対立が生じるようになった。その様子は伊東善五郎の日記に次のように見られる。

(前略)兼而商社積金ノ義、夫々上納ニ相成居候へ共、不残弘前表へ上納ニ相成候而、当青森へ融通ニ相成不申、且又松前場所表御仕込ノ義も是迄ノ姿は当処海岸(青森港)より渡海ノ者は場所出張ノ入用諸品・酒・及妾、或は衣類ニ而も当青森より買入、持参ニ相成居候処、当年商社ニ而場所仕込ニ相成候へ共、右品々及不残入用品、米・酒・錠・縄、一切ノ品弘前ニ而御買上ノ上運送ニ相成候処より、当青森ノ為メ方ニ相成候義更々無之、銘々夫々積金置居ニ上納ニ相成候ニ付、内通りノ融通更ニ出来不申、却而当青森ノ難渋ニ相成候義ニ付、仲間及加胆中一同兼々難渋仕居候義、殊更商社ノ義は元来当青森ヲ本局ニ被遊御取立ニ而、青森御引立ノ御趣意ニ被仰付候処、商社ノ御用柄万事弘前表斗リニ而取行ひ候而、青森は何義御用柄御通達無之処より、何も御用向心得不申、彼是不都合而已ニ御座候義。(後略)傍線筆者)つまり、支局である筈の弘前商人が商社のイニシアチヴを取るようになり、青森の商人が著しく疎外されるようになったというのである。さらに青森では藩が「帰田法」にともなつて家業新規許可を出したため、造酒・質屋等が乱立し、粗悪な酒が流通するようになり、非常に市場が

混乱したことも見える。⁽⁵¹⁾ 加えて明治四年に入ると弘前商人の今村九左衛門が数万両を不正に流用し、藩によって家財・家業を没収される事態を引き起こしている。⁽⁵²⁾ そうして商社の推進主体である藩が廃藩置県によって消滅し、その幕を閉じることになったのは「帰田法」と同様であった。

まとめにかえて

以上、四章にわたつて明治初年の弘前藩財政と藩士財政に焦点を合わせ、経済的諸問題を述べてきたが、ここで簡略にそれらを総括し、そこから藩政の在り方と支配構造の特色をささやかながら考えてみたい。

まず、弘前藩の財政が大いに破綻をみせた原因は何といつても戊辰戦争に係わる戦費支出であった。明治元年四月から開始された東北戦争から、翌二年五月にようやく終結をみた箱館戦争にまで深く関与せざるを得なかつた弘前藩の戦費支出総額は四九万四九七〇両と、当時の藩歳入である約四五万両を超過するものであった。当初新政府は官軍賄方に係る経費は後日償還するとしていたが、明治二年五月に弘前藩が受けた返済金は太政官札にしてわずか三万両と、拝借金八万両のみであった。よつて、藩では三万両の太政官札を信用裏付けとして、藩札の濫発に踏み切らなければ財政を支えきれなくなつた。明治二年八月より発行された藩札は最大時で三〇万五〇五〇両にものぼり、非常に不健全な不換紙幣となり、信用をすこぶる低下させていた。

このような藩財政の窮乏は当然藩士家計にも直結してゆくのであるが、戊辰戦争直後に大幅な家禄削減を断行することは、戦功将士の不満を誘

発する恐れが大いにあるので、戊辰戦争直後の二年六月に実施された藩政改革は、概ね家禄の変更は藩士にとって不利にならないように、厚い優遇措置が取られていた例が目立ったものであった。しかも、同年十二月末に行われた賞典禄下賜は藩士財政を潤すこととなった。しかし、賞典禄下賜の実態を詳細に分析すると、金給では一人当たり金八・六両と錢一・二貫、終身禄では平均八・五石、永世禄に至ってはわずかに平均七・一石に過ぎないものであり、激戦に身を置いた犠牲の割には微々たるもので、到底行賞欲求を満たすものではなかった。

加えて明治二年は不順な天候に災いされて大凶作となり、収穫は平年の二六%にとどまる事態となった。そこで藩は二年九月に家禄の四五%を均減し、諸士に窮乏を強いることになった。また、この当時藩内では藩首脳に対する反対派が政治的騷擾を引き起こし、政府出先機関の三陸両羽按察府がその鎮静のために度々出張し、戊辰戦争後に遅々として進展しない藩政改革を強力に指導していった。その際、禄制改革や軍資金の賦課も行われ、明治三年六月には元高八〇〇俵の者が実に1/4の二〇〇俵にまで家禄を削減されるという大規模な改革が実施された。その結果、微禄の者はほとんど再生産が出来兼ねるまでの生活困窮に見舞われ、藩に緊急の生活扶助を懇願する例が多々見られるようになった。

こうした経緯の後、藩は大幅な家禄削減を受けた士族卒を救済することを主目的として「帰田法」を実施していった。「帰田法」とは領内の富裕地主からほぼ強制的に田一反歩三両という廉価で耕地を買収し、又は献納させ、諸士の家禄に応じてこれを配分し、彼らを農村に移住させて、自作農を創出しようとした政策である。弘前藩の場合、帰農しても従来

の家禄を補償する点で、他藩とは異なる特色を有していたが、当初大規模的に考案されたこの計画も、その遂行過程で様々な後退を露呈していた。例えば分配耕地面積は三年十月段階では家禄百俵に付き四町四反四畝余であったのが、最終的には同様の家禄で二町四反歩にまで減少している。また、家禄が十五俵未満の者は耕地分与の対象外とされ、一時金の支給のみで切り捨てられているし、農民側からの抵抗もあって藩は耕地準備に相当の困難を抱えるようになる。かくして、四年七月の廃藩置県を契機として藩は「帰田法」の最初の目的を放棄し、農村に移住しなくても地主作得米を取得できる、と規則を改訂するに及んだ。よってここに士族らが不在地主化する道が開けた訳であるが、些少にとどまらざるを得なかった作得米のため、士族卒は耕地に固執せず、他に転売する傾向が強かったと予想される。無論そのような状況の下では弘前藩が体制的に「地主化」することを企画していた、との指摘はやや表面的認識であろう。

さて、「帰田法」は明治二年三月時から計画されていた青森商社と深い関連性を有していた。つまり、「帰田法」実施に際して、四六名が自発的に耕地を献納しているが、これは献田面積に応じて藩が新規家業許可を出していたからであり、四六名中三八名が家業開設許可を申請していた。特に寛政年間から在方では新規家業開設は厳禁されており、在方の商業参入欲求は従来より強かったと思われる。そして家業開設許可を得た三八名は全員在方地主であり、在方でも商品を集散できる体制が献田を通じて整備されていた。これは対北海道交易を主目的として設立された青森商社にとって大きな意味を持つていた。青森商社は藩の強制的指導

と資金によって運営されていたのであり、そこに在方商人を取り込むことは領内流通機構の再編成を可能にするものでもあった。青森商社の収支は初年度は赤字経営ながらも、長期的に活動していれば相当有望な利益が期待されていた。ところが、青森商人と弘前商人の間に亀裂が生じるようになり、弘前商人の今村九左衛門の不正も起こり、終局的には経営主体の弘前藩が廃藩置県によって消滅したことにより、青森商社も解体に追い込まれていったのであった。

以上が本文のまとめであるが、最後に一連の考察を通して弘前藩の支配構造の特色についてささやかながら言及してみたい。まず、士族卒に対する支配に関して考えると、明治二年から断行された数次の減禄になぜ士族卒が耐えたのかとの疑問が浮かんでくる。本文樋口の事例まで至らなくても、大多数の士族卒はほぼ家計を成立させれない状態まで窮迫していった。それでも藩知事・藩首脳が耐えろ、というのは、数百年之御国恩ニ奉報」といった精神論に帰結させることだけでは無理である。

思うに、その答えは藩士の最低生活の補償であろう。本文でもわずかに述べたが、いくら生活が困窮していても、餓死に追い込まれた藩士はいない。その前に藩から扶助金が支給されるからであり、家禄削減の度に少禄の者には手当金も出されている。つまり、藩庁機構の末端にでもつながっていれば、最低限度でも生活は出来たのである。また、藩も「帰田法」や青森商社設立のような財政再建・生活扶助政策を推進していった。だからその補償が消滅した時に藩士たちは自己の利益に関して非常に敏感になっていく。例えば明治六年五月、気候不順の折りに米の減収・米価高騰が予想されるに及んで、旧藩士たちは家禄の金給渡しを不満と

して弘前市中に大挙集参し、県庁へ強訴しようとするなど、不穏な態度が横溢したという。このような動向は藩が存立していた時にはほぼ考えられなかった現象である。無論、藩体制下でそのような不穏な動きをすれば「放逐」という事態もあり得たろうが、幕末から明治初年にかけて藩内紛擾を引き起こした首謀者でさえ、家禄の召し上げまではされていないことを思えば、藩というものがいかに生計を支える大きな柱であったか予想がつく。封建社会のメカニズムを御恩と奉公のやりとりと定義するならば、弘前藩ではまさに最後の局面まで封建制が強固に機能していたと言えるのではなからうか。

第二に藩の農民・町民に対する支配の在り方の特色であるが、これについて長岡新吉氏は「弘前藩の場合、領主の農民支配力が後進地の通例として相対的に強固であり、同じことだが、藩体制の内部解体度が相対的になお微弱であったことに基礎をおいていた。」⁵³⁾と述べている。確かに「帰田法」のように強硬な経済政策を関西・関東の先進地域で実施したならば、大規模な農民一揆や都市騒擾が起こる可能性は十分に予測されたであろう。ところが弘前藩での抵抗はたかだか分地願いとどまっていた。また、「帰田法」と酷似した政策は寛政年間の「藩士在宅制」においてもとられたことであり、それは混乱をもたらしたまま失敗に終わっている。その歴史的教訓が「帰田法」では一顧だにされていない点にも大いに疑問を感じる。とすれば「領主の農民支配力が後進地の通例として相対的に強固であつたとする指摘は正鵠を得ているように思われる。しかし、藩は小作人を排除しても農村移住を強硬しようとしたのではなし、地主作得米の5%を取得できる、等細かい配慮を施している。つ

まり、小作人にしてみれば、地主が誰であれ、自己の生計が成り立つか否か、が大きな問題なのであり、それ以外の要素は決定的な抵抗材料ではなかったのではなからうか。この点、まだまだ当該期の農村支配の特色を云々する研究蓄積をいまだに筆者は持っていない。また、小作人層に限らず、地主層の動向はどうであったのか。「帰田法」が失敗した後、士族卒が手放した土地は彼らに還流していくのか、それとも別の階層によって集積されていくのか、等々の問題は山積して残されている。これらは今後の研究課題であり、諸兄の御指摘を賜れば幸いである。

注記

- (1) 長岡新吉「明治初年弘前藩の「帰田法」をめぐる地主と農民」(昭和三八年『北海道大学経済学研究』第十三巻第3・4号)、同氏「明治初年弘前藩における「帰田法」の推移と帰結」(昭和三九年『北海道大学経済学研究』第十四巻第2号)、浅倉有子「箱館開港後における青森港と蝦夷地・北海道」(昭和六二年『地域史研究』はこだて『第4号』)、肴倉弥八「明治維新に於ける津軽藩の士族授産と餘田整理」(昭和八年『うとう』第4号)、同氏「津軽蝦夷地警衛と青森商社(上)・(下)」(昭和九年『うとう』第5・6号)、松木侃「津軽酒造資本と青森商社」(昭和二六年『社会経済史学』一七の6)、同氏「弘前藩における酒造業・酒造資本及びその経営形態について」(昭和二九年『社会経済史学』一九の6)、沼田哲「史料紹介 明治六・七年の青森県情―北代正臣「上陳及び諸伺書」―」(昭和六三年弘前大学『国史研究』第八五号)、『黒石市史』通史

編II近代・現代(昭和六三年黒石市編)等々があり、小稿はそれらに多くを依っている。

- (2) 拙編『弘前藩記事』三(一九九〇年北方新社刊)史料解説「弘前藩の経済・財政状況と賞典禄問題」
- (3) 下山三郎「近代天皇制研究序説」(一九七六年岩波書店刊)P二八
一〜P二九四
- (4) 右同P二八五
- (5) 『津軽承昭公伝』(昭和五一年歴史図書社刊)P二二二
- (6) 『覚秘事』(弘前市立図書館蔵)・拙編『弘前藩記事』二(一九八九年北方新社刊)P二二九〜P二三〇による。
- (7) 『弘前藩記事』二P三〇七〜P三〇八
- (8) 『津軽承昭公伝』P二二六
- (9) 『津軽承昭公伝』P三三四〜P三三六
- (10) 『弘前市史 明治・大正・昭和編』(昭和三八年弘前市編)P六〇
- (11) 『津軽承昭公伝』P三三四〜P三三六
- (12) 『津軽承昭公伝』P三三四〜P三三六
- (13) 『弘前市史 明治・大正・昭和編』P六〇
- (14) 『津軽承昭公伝』P三一七〜P三二八
- (15) 『弘前藩記事』三P二〇六〜P二〇七・P二二七
- (16) 下山三郎「近代天皇制研究序説」P一七三〜P一九一
- (17) 『津軽承昭公伝』P一九九〜P二〇一
- (18) 明治四年に弘前藩は「帰田法」の際に買い上げた田地代金七万一〇〇〇両余を代米二万〇〇九一俵で支払っており、一俵＝四斗と

- して、ここから金一両を米三斗二升と計出した。
- (19) 『津軽承昭公伝』 P二四七
- (20) 『弘前藩記事 二』史料解説「明治二年の弘前藩について」を参照されたい。
- (21) 『津軽史事典(昭和五二年名著出版刊 弘前大学国史学研究会編)』P七九～P八一
- (22) 『津軽歴代記類 下』(昭和五七年国書刊行会刊 みちのく叢書第5巻) P三三三
- (23) 以上右同P三三六
- (24) 『弘前藩記事 二』P四七〇～四七一
- (25) 『弘前藩記事 三』P九六
- (26) 『諸廩底簿』(弘前市立図書館 明治四年五月二十七日条)
- (27) 『弘前藩記事 三』P一二五～P一二九、また、『津軽承昭公伝』P二七八～二八五
- (28) 『津軽承昭公伝』P三四六(明治六年十二月四日条)に、新任の青森県権令北代正臣が大蔵省に「帰田法」実施の責任者として旧権大参事西館孤清を召喚し、西館は「富民持傳ノ田園ヲ威迫シテ、低価ニ購取シタルハ、人民自由ノ権利ヲ妨ゲ、今日ノ政體ニ適ハザルノ處置ナリ。」と嫌疑を受けている。
- (29) 『諸廩底簿』明治三年十月十八日条
- (30) 「田畑御買入一件留 三」(弘前市立図書館蔵)
- (31) 『弘前藩記事 三』P一六一(明治三年十二月二十五日条)
- (32) 『弘前藩記事 三』P一二九
- (33) 『弘前藩記事 三』P二二〇～二二二(但しこれには末尾に未四月とあるのみで日付が明確でない。しかし、『津軽承昭公伝』P三〇〇～P三〇三を参照すると「田方御分与并在着規則」の規定がまとめられており、よって四年四月二十二日の発布と推定した。)
- (34) 『弘前藩記事 三』P二三九～P二四九(明治四年四月二十四日条) 弘前藩はこの日耕地を買い上げ、及び献田した地主(士族卒を含む)三八六名を藩庁に集め、慰労品を下賜したが、それらを合計した数値が二九四五町歩余である。
- (35) 前出「田畑御買入一件留 三」
- (36) 『弘藩明治一統誌 士族卒族名員録』(青森県立図書館郷土双書第十五集)によると、耕地を分与された家禄十五俵以上の士族卒は全二五一一三名。内一五〇俵以上は一九名、八〇俵以上三七二名、四〇俵以上三五五名、十五俵以上二七六七名である。
- (37) 昭和六三年十二月、『弘前藩記事 一』を刊行後、吉崎勇人のご子孫である吉崎一弘氏(備前市在住)からお便りを賜り、本文の経緯と系図をお知らせ戴いた。ここに記して謝意を表したい。
- (38) 『弘前藩記事 三』P二七九～二八一(明治四年七月日欠)と『津軽歴代記類下』P三八三を対比して十二日と推定した。
- (39) 『弘前藩記事 三』P二八四～P二八六(明治四年八月二日条)
- (40) 『弘前藩記事 三』P二九六(明治四年九月八日条)
- (41) 『津軽承昭公伝』P二八三
- (42) 下山三郎前掲論文「明治初年弘前藩における「帰田法」の推移と帰結」

(43) この点、『津軽承昭公伝』P三三〇参照。但し、いまだにこれを実証した論考はなく、「士族在籍引越之際地図並官社学商現在図」(弘前市立博物館蔵)等の城下絵図や他の文献史料で確認する必要がある。

(44) 「諸慶底簿」明治三年閏十月十九日条

(45) 浅倉有子前掲論文「箱館開港後における青森港と蝦夷地・北海道」

(46) 『青森市史?』史料編1(昭和四一年青森市編)P七九九〜P八〇〇(明治二年四年四月二十九日条)

(47) 右同P八〇六(明治二年五月十一日条)

(48) 右同P八一二(明治二年五月二十三日条)

(49) 「金銭請払場所勘定惣帳」(弘前市立図書館蔵)

(50) 『青森市史?』史料編1P九五三〜九五四(明治三年七月晦日条)

(51) 例えば右同P一〇〇四(明治三年閏十月二十五日条)等々。

(52) 右同P一〇四九(明治四年五月十九日条)・P一〇五一(明治四年六月二十三日条)等。

(53) 長岡新吉「明治初年弘前藩における「帰田法」の推移と帰結」

*小稿は拙編『弘前藩記事 三』史料解説「弘前藩の経済・財政状況と賞典禄問題」をもとに、平成四年十一月に開催された弘前大学人文学部において開催した、藩政史研究会で行った発表の成果を加え、加筆修正したものである。

(さかもと・ひさお 青森県立五所川原高等学校教諭)

表 1. 弘前藩戦費負担一覧表

項	目	金 額	備 考
討莊ニ付秋田表出兵		10,380両	出兵人数564人
右同断ニ付為預備領内出張ニ付		7,690両	〃 606人
討莊ニ付矢嶋口へ出兵		3,650両	〃 312人
南部征討ニ付大館口并水沢口へ出兵ニ付		40,040両	〃 1,870人
右同断ニ付領内口々間道へ出兵ニ付		14,900両	〃 904人
右同断ニ付野辺地へ進撃ニ付		15,870両	〃 712人
旧幕府脱艦箱館表へ襲来ニ付兵隊渡海		18,340両	〃 443人
右ニ付領内海岸へ固メ人数出張ニ付		36,610両	〃 3,628人
清水谷殿箱館表より青森表へ御転陣ニ付兵隊并官軍滞陣共		217,290両	〃 6,855人
松前侯江差表より弊藩へ御転陣ニ付		11,820両	〃 348人
その他	薪炭水油其外草鞋縄苦之類	16,320両	
	出人夫徴用の村への扶助米代	65,000両	
	領内宿駅所村への扶助米代	37,060両	
合 計		494,970両	出兵人数16,242人

『御布告并願伺届 内外公私留』（国立史料館蔵）所収「軍事入用大都調」にて作成

表 2. 賞典禄分析表

	賞典内容	件 数	数 量	備 考
士族本役 682名 740件	永世禄	85	1,870俵 (748石)	戦死36、負傷2
	終身禄	30	1,036俵 (414石4斗)	
	金給	580	8,798両1歩、金2枚	負傷5
	物品	16		
	昇格	28		昇格のみ5
	その他	1		拜謁1
士族長男 160名 177件	永世禄	11	150俵 (60石)	負傷6
	終身禄	1	10俵 (4石)	
	金給	144	3,427両1歩	負傷16
	物品	0		
	昇格	3		昇格のみ1
	その他	18		拜謁のみ3、負傷2
士族庶系 167名 172件	永世禄	6	125俵 (50石)	
	終身禄	0		
	金給	161	3,184両	負傷15
	物品	0		

	賞典内容	件数	数 量	備 考
	昇 格	5		
	そ の 他	0		
卒族本役 397名 411件	永世禄	42	628俵 (251石2斗)	戦死21、負傷4
	終身禄	2	8俵1斗4升 (3石3斗4升)	
	金 給	346	2,640両1歩、銭668貫	負傷15
	物 品	0		
	昇 格	21		負傷1
	そ の 他	0		
卒族親族 11名 13件	永世禄	0		
	終身禄	1	2人扶持	
	金 給	9	35両3歩、銭18.5貫	負傷1
	物 品	0		
	昇 格	3		昇格のみ1
	そ の 他	0		
小 者 農 民 町 民 601名 620件	永世禄	7	48俵 (19石2斗)	戦死6、負傷1
	終身禄	19	72俵 (28石8斗)、14人扶持、他	負傷6
	金 給	582	299両3歩、銭2048.5貫、他	
	物 品	0		
	昇 格	12		昇格のみ9
	そ の 他	0		
不 明 462名 462件	永世禄	1	15俵 (6石)	
	金 給	460	1,320両、銭6貫	
	内容不明	1		
総 計 2,460名 2,595件	永世禄	159	2,836俵 (1,134石4斗)	
	終身禄	53	1,126俵 (450石5斗4升)、16人扶持	
	金 給	2,282	1,9635両、銭2,741貫、金2枚	
	物 品	16		
	昇 格	72		
	そ の 他	19		

「弘前藩記事」第41巻～第45巻「賞典調」(弘前市立図書館)により作成。

*金100足は金1歩に換算した。

表3. 献田地主一覧

No.	氏名	献田面積	許可家業	所在地(現在名)
1	鳴海長左衛門	田50町歩	100石酒造	黒石市浅瀬石
2	米田慶助	田34町歩	100石酒造	北津軽郡板柳町五林平
3	阿部健吉	田30町歩	100石酒造	五所川原市羽野木沢
4	石岡菊次郎	田25町歩	100石酒造	五所川原市野里
5	北山彦作	田25町歩	100石酒造	黒石市浅瀬石
6	寺田佐吉	田20町歩	100石酒造	五所川原市石岡
7	葛西勝之丞	田15町歩	100石酒造	西津軽郡木造町濁川
8	一戸房五郎	田15町歩	100石酒造	西津軽郡鯨ヶ沢町中村
9	中村佐兵衛	田15町歩	100石酒造	南津軽郡常盤村東光寺
10	中村佐之吉	田15町歩	100石酒造	北津軽郡金木町嘉瀬
11	高橋善右衛門	田15町歩	100石酒造	北津軽郡金木町
12	次五右衛門	田15町歩	100石酒造	五所川原市湊
13	菊池勘次郎	田15町歩	100石酒造	本町(場所不明)
14	平山才吉	田15町歩	100石酒造	五所川原市湊
15	月永長兵衛	田10町4反	150石酒造	西津軽郡鯨ヶ沢町舞戸
16	喜太郎	田19町7反	100石酒造	南津軽郡平賀町唐竹
17	長谷川清次郎	田19町歩	100石酒造	西津軽郡木造町孤槌
18	七左衛門	田2町8反歩	小売酒	北津軽郡鶴田町亀田
19	北山長次郎	田25町歩	質屋・味噌家業	黒石市浅瀬石
20	長谷川伝兵衛	田12町歩余	室家業	北津軽郡鶴田町中野
21	重兵衛	田9町3反歩	醤油家業	西津軽郡岩崎村松神
22	清兵衛	田7町歩余	醤油家業	南津軽郡尾上町
23	慶助	田6町歩余	醤油家業	喰川(場所不明)
24	八郎兵衛	田6町歩余	味噌家業	弘前市大久保
25	市田利助	田5町歩余	醤油家業	西津軽郡木造町
26	七左衛門	田5町歩余	醤油家業	北津軽郡金木町小田川
27	鳴海富太郎	田5町歩	荒物家業	黒石市浅瀬石
28	田辺弥右衛門	田6町歩余	木綿家業	南津軽郡尾上町
29	小山内勇吉	田3町歩	染屋家業	南津軽郡平賀町尾崎
30	清野庄兵衛	田5町歩	室家業	南津軽郡尾上町猿賀
31	孫兵衛	田6町歩	室家業	南津軽郡平賀町大袋
32	半兵衛	田1町3反歩	染屋家業	南津軽郡尾上町
33	七兵衛	田1町歩	染屋家業	南津軽郡平賀町平田森
34	安田喜太郎	田1町3反歩	蠟燭鬢付家業	北津軽郡板柳町
35	七兵衛	田6町歩	味噌家業	南津軽郡田舎館村枝川
36	長九郎	田1町5反歩	染屋家業	南津軽郡浪岡町樽沢
37	嘉兵衛	田7町歩余	舟手問屋家業	西津軽郡岩崎村大間越
38	儀八	田9反3畝歩	舟手問屋・染屋家業	弘前市百田

『弘前藩記事三』(P213~214)・『角川日本地名大辞典2』(長谷川成一・盛田稔編)にて作成。